

住民監査請求の受理について (政務活動費の返還請求について)

住民監査請求について、請求の受理を決定しましたので、概要をお知らせします。請求内容については、令和6年7月29日(月)を期限として監査を行います。

1 請求人

1名

2 請求の提出年月日

令和6年5月21日(火)

3 請求の受理を決定した年月日

令和6年6月10日(月)

4 法定監査期限

令和6年7月29日(月)

※監査請求書の補正に要した8日間は、法定監査期間の算定において除外

5 監査請求書の記載内容

別添「住民監査請求の概要について」を参照

(令和6年6月4日に「補正書」の提出があったことから、補正後の請求内容を記載)

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課 : 監査委員事務局 監査課
電 話 : 072-228-7899
ファックス : 072-222-0333

住民監査請求の概要について
(政務活動費の返還請求について)

監査請求書の記載内容

(原則として原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。)

第 1 監査請求の趣旨

以下の議員一覧にある議員が令和 4 年度の政務活動費の広報費に支出した 2,835,316 円は政党活動、選挙活動のための支出であり違法である。よって、監査委員は、堺市長に対し、政務活動費として支出した額、2,835,316 円の返還請求を行うこと勧告することを求める。

No.	会派	議員名	返還請求金額
1	維新	井関 貴史	22,117
2	維新	黒田 征樹	516,842
3	維新	札幌 泰司	13,575
4	維新	三宅 達也	12,921
5	維新	西川 知己	88,275
6	維新	的場 慎一	1,056,288
7	自民	西川 良平	42,000
8	自民	池側 昌男	607,104
9	堺創志会	小堀 清次	235,365
10	堺創志会	湊上 猛志	240,829
合計			2,835,316

第 2 監査請求の理由

普段の市政活動報告には、大きな顔写真などは掲載していないにも関わらず、選挙前の市政活動報告だけは、トップ面に選挙ポスターを思わせる大きな顔写真と主張や市政案内（演説会）を記載しており、誰が見ても選挙前の選挙チラシである。政務活動費での選挙活動、政党活動への支出は認められていないため、市政活動報告に偽装した悪質な手法である。

市政活動報告を悪用した手法による税金の支出は許しがたく、返還を求める。

1 理由

1-1 井関 貴史議員

政務活動費の広報費を使用して「2023-3 市政活動報告」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 90%として 22,117 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、市政報告会と題した選挙前集会の案内を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告活動報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-2 黒田 征樹議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/2/24 と 2023/3/24 に「新しい堺を創る」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 80%として 516,842 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-3 札幌 泰司議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/2/22 に「ふたば泰司市政報告」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 75%として 13,575 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-4 三宅 達也議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/3/8(領収書)に「市政活動報告 Vol.31 号」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 30%として 12,921 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、プロフィールを掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政活動報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-5 西川 知己議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/3/27 に「堺を前に」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 50%として 88,275 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、プロフィールを掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、カモフラージュとして以前配布した市政活動報告を後に付けるなどの手法で、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-6 的場 慎一議員

政務活動費の広報費を使用して 2023/2/23 と 2023/2/27(領収書)に「市政報告 Vol.15」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率 83%として 995,568 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、政策を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

また、2023/2/28に「ご支援頂いております皆様」と題した後援会案内チラシを2,500部作製し郵送発送を行っている。政務活動費は後援会活動には使用できないため、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-7 西川 良平議員

政務活動費の広報費を使用して2023/3/16(領収書)に「自由民主」と題した政党チラシを配布した。按分率50%として42,000円を支出している。

発行元が自民党本部であることから政党チラシであることは明白である。

政党チラシ、1,000部を郵送発送で行っている。政務活動費は政党活動、後援会活動には使用できないため、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-8 池側 昌男議員

政務活動費の広報費を使用して2023/1/27(領収書)と2023/3/6に「自由民主」と題した政党チラシを配布した。按分率40%として342,873円を支出している。

発行元が自民党本部であることから政党チラシであることは明白である。

政党チラシ、74,000部作製し配布を行っている。政務活動費は政党活動、後援会活動には使用できないため、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

政務活動費の広報費を使用して2023/3/16(領収書)に「市政報告」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率50%として264,231円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、プロフィールを掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-9 小堀 清次議員

政務活動費の広報費を使用して2023/2/17に「SEIJI REVIEW Vol.83」と題した選挙チラシを作成し配布した。按分率75%として235,365円を支出している。

チラシトップページ全面に顔写真と議員名、市政報告会と題した選挙前集会の案内を掲載、最終頁に自己紹介を敢えて追加するなど自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに市政報告という内容でカモフラージュし、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

1-10 淵上 猛志議員

政務活動費の広報費を使用して2023/2/10と2023/2/18に「ふちがみ猛志議会活動報告 32」と題した

選挙チラシを作成し配布した。按分率 80%として 240,829 円を支出している。

チラシトップページ全面に大きな顔写真と議員名、投票日を掲載し、自身をアピールするものに他ならない。

政務活動費は選挙活動、政党活動には使用できないにも関わらず、チラシに議会活動報告という文言をカモフラージュとして記載し、政務活動費から支払していることは違法であり返還を求める。

また、2023/2/18 のチラシには、カンパのお願い、演説会の案内、後援会の入会案内、有権者の紹介依頼、後援会への振り込み用紙まで含まれており、選挙事前活動の疑いもある。

「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」

第 5 条の 3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援活動経費
- (5) 私的活動経費

本件各支出は上記各号に該当するため、政務活動費を充ててはならない経費である。

2 請求額

計 ¥2,835,316 円